

○「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2及び8の6の2-1-3の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該中間連結会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と読み替えるものとする。</p>	<p>15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</p>
<p>17の7 財務諸表等規則ガイドライン8の22-1-1の取扱いは、規則第17条の7に規定する共同支配企業の形成の注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>17の17 財務諸表等規則ガイドライン8の33の取扱いは、規則第17条の17に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>40 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第40条に規定する偶発債務の注記について準用する。</p>